

# 角田市耐震改修促進計画

平成20年8月

平成28年3月（改定）

令和2年1月（改定）

令和3年3月（改定）

令和8年3月（改定）

角田市

## 【目次】

1. 計画策定の背景	
(1) 角田市における地震被害	1
(2) 住宅・建築ストックの耐震化の現状	3
(3) 宮城県沖地震等の被害想定	14
(4) 計画策定の必要性	18
2. 計画の目的・位置づけ	
(1) 計画の目的	19
(2) 計画の位置づけ	19
(3) 計画の期間	19
3. 基本方針・計画の目標	
(1) 基本方針	20
(2) 主体別役割	20
(3) 対象地域・対象建築物	21
(4) 耐震化の目標	22
4. 住宅・建築耐震化の実施計画	
(1) 住宅	24
(2) 特定建築物	24
(3) 市有建築物	25
(4) 地震時に通行を確保すべき道路	25
5. 啓発及び知識の普及に関する施策	
(1) 相談窓口の設置	27
(2) 啓発及び知識の普及	27
(3) 技術者の養成	27
(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導策	27
(5) 家具の転倒防止策	27
(6) 町内会、NPO等との連携に関する方針	28
(7) 地震防災マップの活用	28
6. 関連施策	
(1) 宮城県建築物等地震対策推進協議会	29
(2) ブロック塀等の倒壊防止対策	30
(3) 宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会	30
(4) 被災建築物・宅地の応急危険度判定	30
(5) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	30

# 1. 計画策定の背景

## (1) 角田市における地震被害

### ①過去における宮城県の地震被害と角田市の地震被害

宮城県は、現在に至るまで度重なる地震被害を受けています。地震は大きくプレート間大地震である海溝型地震と内陸部の活断層等を震源とする直下型地震に分けられます。

県の沖合から日本海溝までの海域を震源域として繰り返し発生する海溝型地震（このうち陸寄りの海域を震源域とするものを「宮城県沖地震」という。）による被害が顕著です。

#### ▼宮城県周辺の過去の地震被害（          は宮城県沖地震に該当する）

年	被害地域又は震源域	マグニチュード	被害の概要
869	三陸沿岸	8.3	「貞観地震」、城郭、門櫓、垣壁崩れ、倒壊するもの無数、津波が多賀城下を襲い、溺死者約1,000人。
1611	三陸沿岸、北海道東岸	8.1	三陸地方で強震。震害軽く、津波の被害大。伊達領内で死者1,783人、南部、津軽で人馬死3,000余人。三陸沿岸で家屋流失多く、北海道東部でも溺死者多かった。
1646	陸前、岩代、下野	6.5～6.7	仙台城、白石城で被害。日光東照宮の石垣破損。江戸でも強かった。
1793	陸前、陸中、磐城	8.0～8.4	仙台藩で1,060戸余壊れ、死者12人。津波があり、大槌、両石で71戸損壊流出、死者9人、気仙沼で300戸余流出。
1835	仙台	7.0	仙台城の石垣がぐずれ、家土蔵に破損あり。江戸で有感。
1861	陸前、陸中、磐城	6.4	陸前の遠田、志田、登米、桃生の各郡で特に被害が多く、家屋損壊、死傷者あり。
1896	三陸沖	8.5	「明治三陸地震津波」、震害はなし。津波により県内の死者3,452人、家屋倒壊854戸、流失家屋3,121戸。
1897	仙台沖	7.4	岩手、山形、宮城、福島で小規模の被害。一ノ関で家屋破損が72戸。
1900	宮城県北部	7.0	遠田郡で最も激しく、県全体で死傷者17人、家屋全壊44戸、半壊48戸、破損1,474戸。
1933	三陸沖	8.1	「三陸地震津波」、震害は少なかった。津波が太平洋沿岸を襲い、三陸沿岸で被害が甚大。県内の死者170人、行方不明138人、流失家屋950戸。
1936	金華山沖	7.5	福島、宮城両県で非住家全壊3戸、その他小被害もあった。
1960 5.23	チリ沖	8.5	「チリ地震津波」、津波が日本各地に襲来。津波により県内の死者45人、行方不明9人、建物流失434戸。
1962 4.30	宮城県北部	6.5	「宮城県北部地震」、築館、石越、小牛田付近径40kmの範囲に被害が集中した。死者3人、住家全壊340戸、半壊1,114戸。橋梁、道路、鉄道の被害が多かった。
1978 6.12	宮城県沖	7.4	「1978年宮城県沖地震」、県内の死者27人、負傷者11,087人、住宅の被害で全壊1,377戸、半壊6,123戸、特にブロック塀の倒壊による被害が多かった。
2003 5.26	宮城県沖	7.1	深さ約70kmのスラブ内地震、震央の位置から三陸南地震とも呼ばれる。負傷者174人、住家全壊2、半壊21、深いため次の地震に比べ被害は小規模。

2003 7.26	宮城県北部	6.4	陸域の逆断層型地殻内地震。同日に大きな前震M5.6と余震M5.5も起こって <b>連続地震</b> と呼ばれた。M6級だが浅く、震源域に局所的に大きな被害が出た。負傷者667人、住家全壊1,276、半壊3,809。3ヶ所で計測震度6強を記録した。
2005 8.16	宮城県沖	7.2	日本海溝やや陸寄りの逆断層型プレート境界地震。1978年の宮城県沖地震震源域の南半分で発生。負傷者100人、全壊1、半壊0、最大震度6弱（川崎町）。東北地方太平洋沖で最大13cmの津波（石巻市）
2008 6.14	岩手県内陸南部	7.2	「 <b>岩手・宮城内陸地震</b> 」、岩手・宮城県境付近の山間地での逆断層型地殻内地震（深さ8km）。死者17人、行方不明者6人、負傷者426人、住家全壊30、住家半壊146（2010.6現在）、最大震度6強、4,000ガル以上の加速度などを観測。建物被害よりも地すべりなどの斜面災害が目立った。
2011 3.11	三陸沖	9.0	「 <b>東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）</b> 」、日本海溝沿いの沈み込み帯の大部分、三陸沖中部から茨城県沖までのプレート境界を震源域とする逆断層型超巨大地震（深さ24km）、3月9日にM7.3の前震、震源域内や付近の余震・誘発地震はM7.0以上が6回、M6.0以上が97回、死者19,782人、行方不明者2,550人、負傷者6,242人、住家全壊122,053、住家半壊284,074（余震・誘発地震を一部含む。2025年3月現在）、死者の90%以上が水死。最大震度7（栗原市）、震度6強を県内13市町村で観測。
2011 4.7	宮城県沖	7.2	東北地方太平洋沖地震の震源域内の地震だが、太平洋プレートの逆断層型スラブ内地震（深さ66km）、死者4人、負傷者296人、住家全壊36以上、住家半壊27以上（消防庁、宮城県による：2023年3月現在）最大震度6強（仙台市・栗原市）、震度6弱を県内15市町村で観測。
2011 4.11	福島県浜通り	7.0	東北地方太平洋沖地震の周辺誘発地震で正断層型地殻内地震（深さ6km）、井戸沢断層の近傍で地表地震断層が現れた。死者4人、負傷者10人（2023年3月現在）、最大震度は6弱（福島県、茨城県の4市町村）
2012 12.7	三陸沖	7.3	東北地方太平洋沖地震の周辺、日本海溝付近の正断層型地震（深さ49km）、死者1人、負傷者15人、最大震度5弱（宮城県含む5県9市町村）
2021 2.13	福島県沖	7.3	太平洋プレートの逆断層型スラブ内地震（深さ55km）、東北地方太平洋沖地震の震源域で10年以内に発生したので、同地震の最後の公式な余震、死者2人（ほかに関連死1）、負傷者187人、住家全壊144、半壊3,070、最大深度6強（宮城県蔵王町含む2県4市町）
2022 3.16	福島県沖	7.4	太平洋プレートの逆断層型スラブ内地震（深さ57km）、震源は上の地震にごく近い、死者3人（ほかに関連死1）、負傷者248人、住家全壊224、半壊4,630、最大深度6強（宮城県登米市、蔵王町含む2県5市町）

資料：宮城県耐震改修促進計画（R8.3改定）

## (2)住宅・建築ストックの耐震化の現状

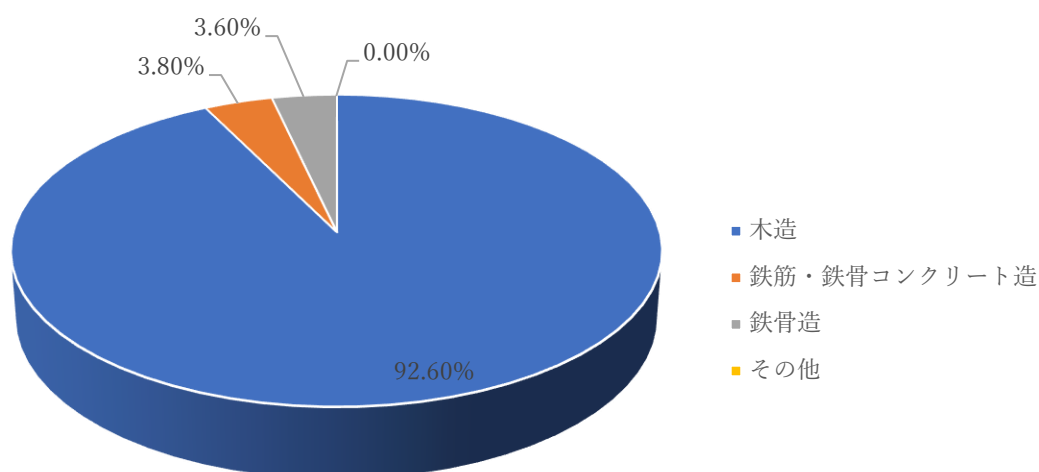
### ①住宅のストック数

令和5年住宅・土地統計調査によると、角田市内の住宅の構造別建築数は以下のとおりであり、棟数ベースでは木造住宅が全体の92.60%を占めています。

#### ▼構造別住宅数一覧表（戸）

	木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	鉄骨造	その他	全建築物
合計	9,510	390	370	0	10,270
(比率)	92.60%	3.80%	3.60%	0.00%	100%

資料：令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）



## ②建築別時期別・構造別住宅数

令和5年住宅・土地統計調査によると、角田市内の住宅戸数は10,270戸であり、その建築時期別、構造別の内訳は以下のとおりです。

建築時期別にみると、建築基準法に定める新耐震基準施行（昭和56年6月1日：1981年）より前に建設された住宅が25.81%あります。

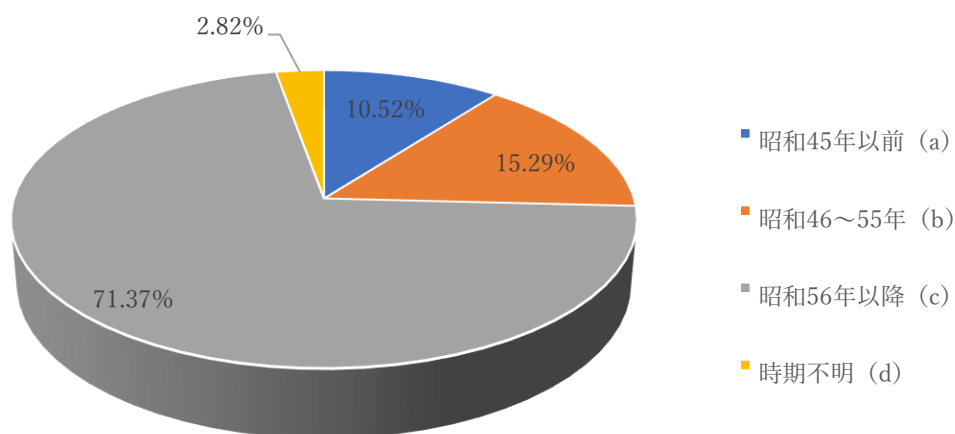
さらに以前の耐震基準（昭和45年）より建設されたものは、全体の10.52%を占めています。

### ▼建築時期別・構造別住宅数（戸）

建築時期	昭和45年以前 (a) (a/e)	昭和46～55年 (b) (a/e)	昭和56年以降 (c) (a/e)	時期不明 (d) (a/e)	合計 (e)
木造 (比率)	1,070 11.54%	1,470 15.86%	6,730 72.60%	— *1	9,270 100%
非木造 (比率)	10 1.41%	100 14.08%	600 84.51%	— *1	710 100%
合計 (比率)	1,080 10.52%	1,570 15.29%	7,330 71.37%	290 2.82%	10,270 100%

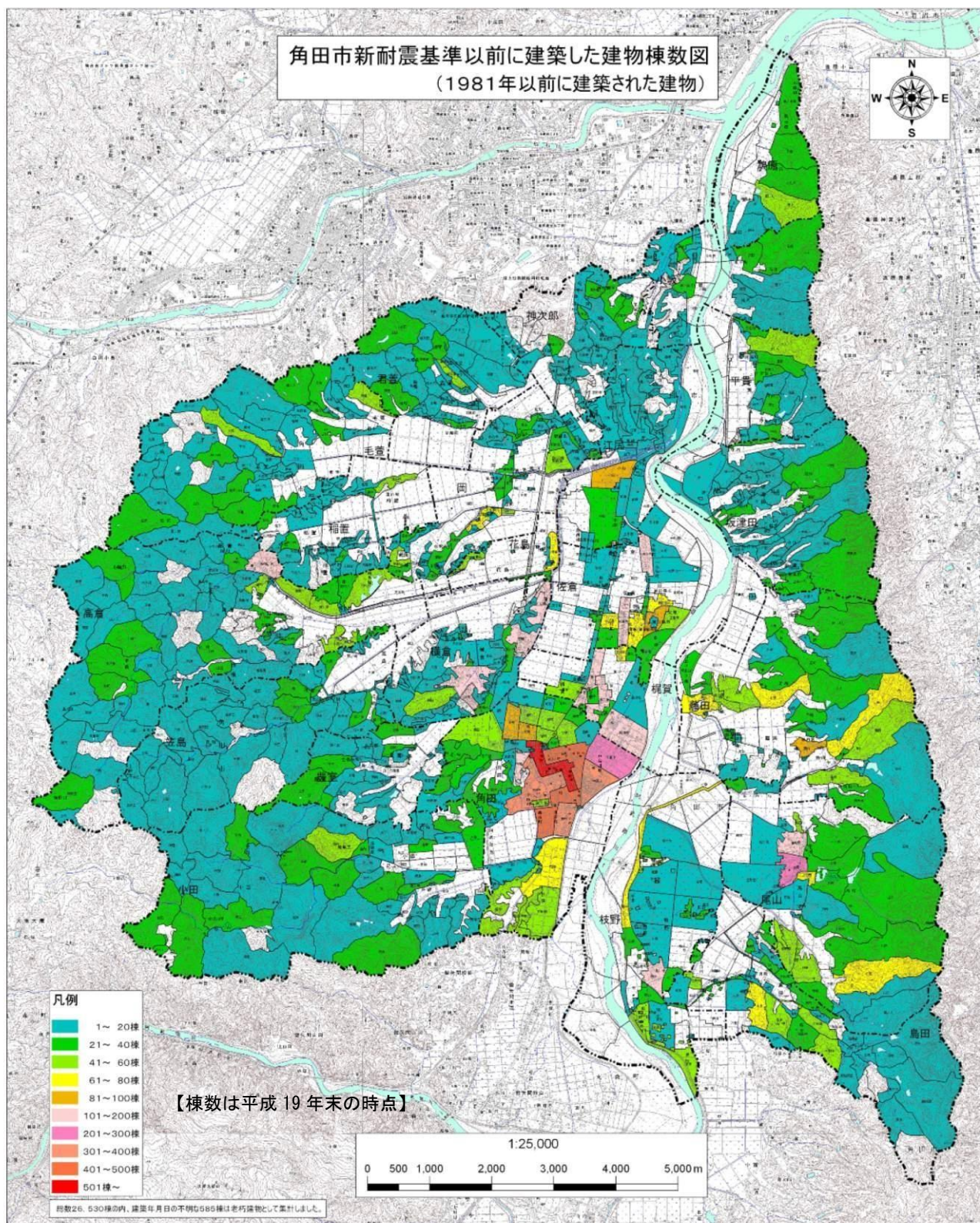
資料：令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）

\*1：時期不明建築物の構造別戸数は不明である。



③新耐震基準以前に建築された建物の分布【平成 19 年末時点】

新耐震基準施行日以前に建築された建物を字界別にみると、主に角田市中心部に集中しています。字別にみると、旧耐震基準住宅が 200 棟を超える地区は尾山字荒町、角田字中島下、字中島上、字裏町、字牛館、字南、字田町、字町となります。

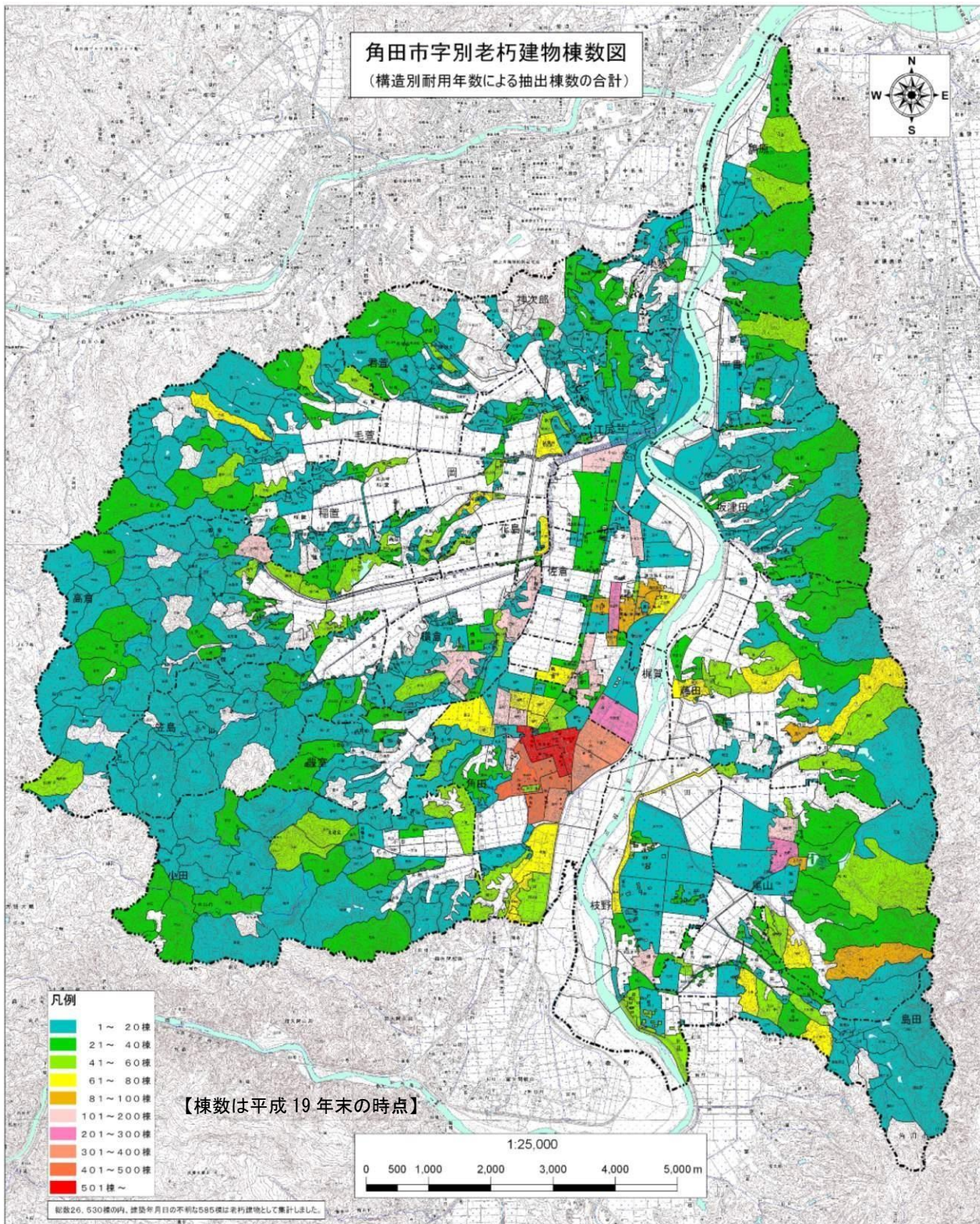


この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25,000(地形図像)を複製したものである。(承諾番号 平19 東理 第329号)

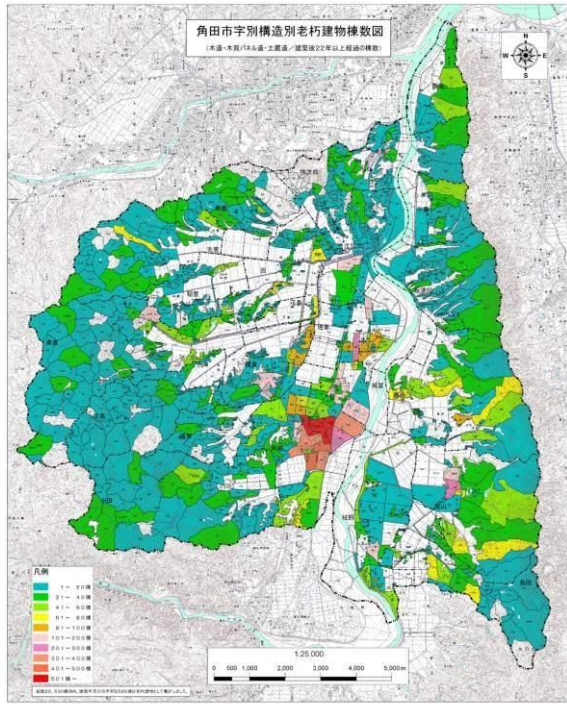
#### ④耐用年数を超える老朽化建物の分布【平成19年末時点】

本市における老朽化建物の分布状況を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に当てはめ見てみると以下のような分布状況を示しています。

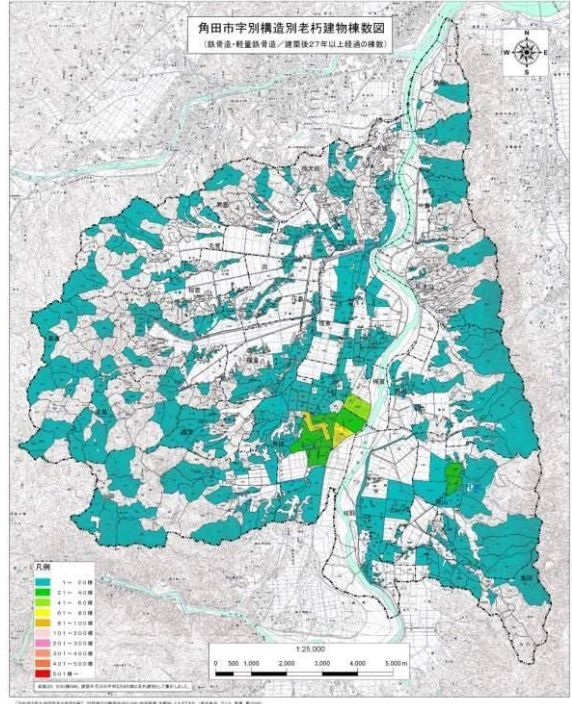
耐用年数は構造別に木質系（築後22年経過）、鉄骨系（27年経過）、ブロック・石造（38年経過）、鉄筋コンクリート造（47年経過）とします。



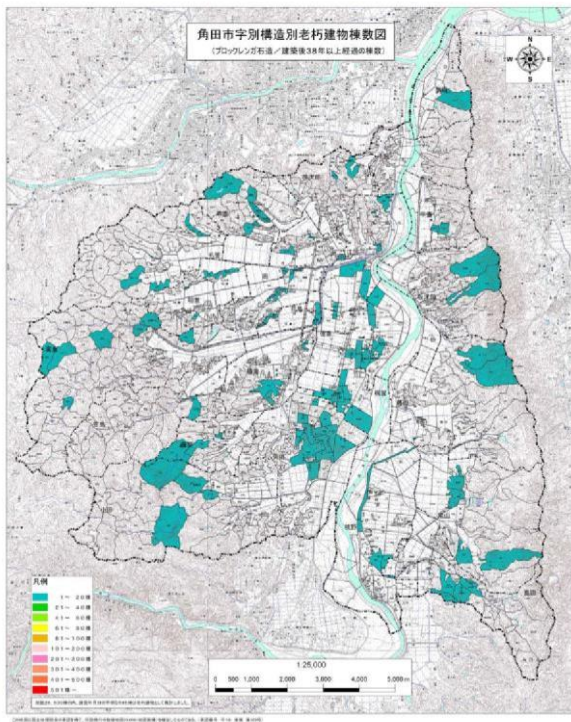
▼「構造別老朽建物分布（木質系）」



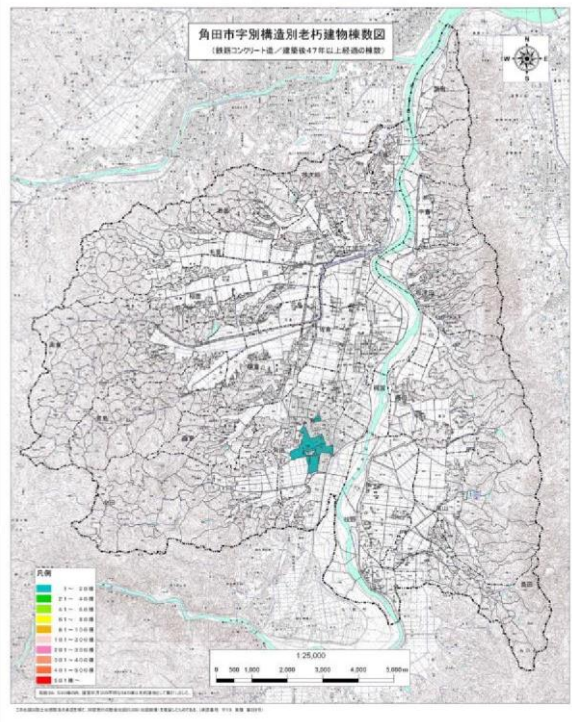
▼「構造別老朽化建物分布（鉄骨系）」



▼「構造別老朽建物分布（ブロック、石造）」



▼「構造別老朽化建物分布（鉄筋コンクリート）」



### ⑤住宅の耐震化の現状

現在、角田市には 10,270 戸の住宅があります。この内、新耐震基準以前（昭和 55 年以前）に建築された住宅が 2,727 戸、新耐震基準以降（昭和 56 年以降）に建築された住宅が 7,543 戸となっています。さらに新耐震基準以前の住宅で耐震改修済み戸数及び推定耐震性保有戸数が 1,309 戸あり、耐震性のある住宅は全部で 8,852 戸あります。

この結果、角田市の住宅の耐震化率は 86.19%になります。

#### ▼耐震化率算出の考え方

総数 (a)	昭和 55 年以前に建築		昭和 56 年以降 に建築 (d) ※時期不明含 む	耐震性保有住 宅 (e) = (b) + (c) + (d)	耐震化率 (e) / (a)	
	※時期不明含 む	耐震改修工事 済み総数 (b)				推定耐震性保 有戸数 (c)
10,270 戸	2,727 戸	85 戸	1,224 戸	7,543 戸	8,852 戸	86.19%

\*：令和 5 年住宅・土地統計調査（総務省統計局）

\*：耐震化率の算出は、国土交通省の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ参考資料（令和 2 年 5 月）」より

### ⑥多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

本計画では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の法第 14 条第 1 号「多数の者が利用する建築物」、法第 14 条第 2 号「危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物」、法第 14 条第 3 号「地震時に通行を確保すべき道路に接する政令で定める高さを超える建築物」の中から、法第 14 条第 1 号に示す「多数の者が利用する建築物」について耐震化の現状を明らかにするものです。

なお、法第 14 条第 2 号「危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物」及び法第 14 条第 3 号「地震時に通行を確保すべき道路に接する政令で定める高さを超える建築物」については順次調査し台帳に整理します。

#### 1) 角田市が有する多数の者が利用する建築物

角田市が有する多数の者が利用する建築物は、以下に示すとおり 36 カ所あります。

このうち、新耐震基準以降に建築された建築物は 17 カ所、新耐震基準以前に建築された建築物は 19 箇所ありますが、耐震診断による耐震性の確認及び耐震改修により耐震性を確保したことにより、耐震化率は 100.0%になります。

▼市有建築物のうち、多数のものが利用する建築物の耐震化の状況

(棟数/%)

		全棟数 A	昭和55年以 前の建築物 の棟数	耐震性あり 建築物	昭和56年以 降の建築物 の棟数	耐震性あり 建築物 E=C+D	令和8年3 月現在の耐 震化率 E/A
			B	C	D		
防災対策施設	市役所	2	2	2	0	2	100.0%
避難施設等	学校、体育館、幼稚園、保育所	31	16	16	15	31	100.0%
医療施設	病院・診療所	0	0	0	0	0	100.0%
社会福祉施設等	老人ホーム等	1	0	0	1	1	100.0%
不特定多数人員 収容施設	劇場、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場、美術館、博物館等	2	1	1	1	2	100.0%
特定多数人員収 容施設	事務所、工場、共同住宅、寄宿舎等	0	0	0	0	0	100.0%
合計		36	19	19	17	36	100.0%

2) 民間が有する多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

民間が角田市内に有する多数の者が利用する建築物は、以下に示すとおり 24 カ所あります。このうち、新耐震基準以降に建築された建築物は 17 カ所となっており、また、新耐震基準以前の建築物で耐震性のある建築物が 4 カ所であり、合計 21 カ所が耐震性のある建築物となっています。

この結果、民間が角田市内に有する多数の者が利用する建築物の耐震化率は 87.5% になります。

▼民間建築物のうち、多数のものが利用する建築物の耐震化の状況

(棟数/%)

		全棟数 A	昭和55年以 前の建築物 の棟数	耐震性あり 建築物	昭和56年以 降の建築物 の棟数	耐震性あり 建築物 E=C+D	令和8年3 月現在の耐 震化率 E/A
			B	C	D		
防災対策施設	市役所	0	0	0	0	0	100.0%
避難施設等	学校、体育館、幼稚園、保育所	2	0	0	2	2	100.0%
医療施設	病院・診療所	5	2	0	3	3	60.0%
社会福祉施設等	老人ホーム等	3	1	1	2	3	100.0%
不特定多数人員 収容施設	劇場、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場、美術館、博物館等	2	1	0	1	1	50.0%
特定多数人員収 容施設	事務所、工場、共同住宅、寄宿舎等	12	3	3	9	12	100.0%
合計		24	7	4	17	21	87.5%

3) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

角田市内にある多数の者が利用する建築物は、1) の市有の多数の者が利用する建築物と 2) 民間の多数の者が利用する建築物の合計で現わすことができます。

その結果、角田市内に多数の者が利用する建築物は、60カ所あり、このうち新耐震基準以降に建築された建築物は34カ所、新耐震基準以前の建物で耐震性のある建築物が23カ所、合計57カ所が耐震性のある建築物となっています。以上のことから、角田市内にある多数の者が利用する建築物の耐震化率は95.0%になります。

▼多数の者が利用する建築物の耐震化の状況 (棟数/%)

		全棟数 A	昭和55年以前 の建築物 の棟数 B		昭和56年以 降の建築物 の棟数 D	耐震性あり 建築物 E=C+D	令和8年3 月現在の耐 震化率 E/A
			耐震性あり 建築物 C				
防災対策施設	市役所	2	2	2	0	2	100.0%
避難施設等	学校、体育館、幼稚園、保育所	33	16	16	17	33	100.0%
医療施設	病院・診療所	5	2	0	3	3	60.0%
社会福祉施設等	老人ホーム等	4	1	1	3	4	100.0%
不特定多数人員 収容施設	劇場、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場、美術館、博物館等	4	2	1	2	3	75.0%
特定多数人員収 容施設	事務所、工場、共同住宅、寄宿舎等	12	3	3	9	12	100.0%
合計		60	26	23	34	57	95.0%

⑦市有建築物の耐震化の現状（特定建築物含む）

角田市が有する建築物の内、原則として、非木造で2階建以上又は延べ床面積が200㎡超の建築物（ただし、保育所や児童館等の多数の者が利用する福祉施設等の建築物については、木造も対象とします。）を市有建築物の対象と定め、その耐震化の状況を以下に示します。

現在、角田市には82棟の市有建築物があります。この内、新耐震基準以降に建築された建築物は42カ所、新耐震基準以前の建物で耐震性のある建築物が32カ所、合計74カ所が耐震性のある建築物となっています。

この結果、市有建築物の耐震化率は、90.2%になります。

▼市有建築物の耐震化の状況

(棟数/%)

		全棟数 A	昭和 55 年以 前の建築物 の棟数	耐震性あり 建築物 棟数	昭和 56 年以 降の建築物 の棟数	耐震性あり 建築物 棟数 E=C+D	令和 8 年 3 月現在の耐 震化率 E/A
			B	C	D		
防災対策施設	市役所	2	2	2	0	2	100.0%
避難施設等	学校、体育館、幼稚園、保育所	56	31	27	25	52	92.9%
医療施設	病院・診療所	0	0	0	0	0	100.0%
社会福祉施設等	老人ホーム等	3	1	1	2	3	100.0%
不特定多数人員 収容施設	劇場、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場、美術館、博物館等	11	2	1	9	10	90.9%
特定多数人員収 容施設	事務所、工場、共同住宅、寄宿舎等	10	4	1	6	7	70.0%
合計		82	40	32	42	74	90.2%

▼特定建築物一覧

耐震改修促進法における規制対象一覧

法	政令第 6 条第 2 項, 3 項	用途	努力義務(法第 14 条), 指導・助言(法第 15 条第 1 項)対象建築物	指示対象建築物(法第 15 条第 2 項)	耐震診断義務付け対象建築物(法第 7 条, 法附則第 3 条)	
法第 14 条第 1 号	第 1 号	幼稚園, 幼保連携型認定こども園, 保育所	階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	750 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上	
	第 2 号	学校	小学校, 中学校, 義務教育学校, 中等教育学校の前期課程, 特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上(屋内運動場の面積を含む)	1,500 m <sup>2</sup> 以上(屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上(屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム, 老人短期入所施設, 福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
	第 3 号	第 2 号以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	/		
ボーリング場, スケート場, 水泳場		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上		

	その他これらに類する運動施設			
	病院，診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	劇場，観覧場，映画館，演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	集会場，公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
	百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	ホテル，旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	賃貸住宅(共同住宅に限る)，寄宿舎，下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
	事務所	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
	博物館，美術館，図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	飲食店，キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	理髪店，質屋，貸衣裳屋，銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	工場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上

		の乗降又は待合の用に供するもの			
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上 (一般公共の用に供されるもの)	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	第 4 号	体育館	1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上 (一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
法第 14 条第 2 号		危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する建築物	階数 1 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
法第 14 条第 3 号		地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が本計画に記載された道路に接する建築物	政令で定める高さを超える建築物	政令で定める高さを超える建築物	政令で定める高さを超える建築物

### (3) 宮城県沖地震等の被害想定

#### ①第五次宮城県地震被害想定調査結果の概要

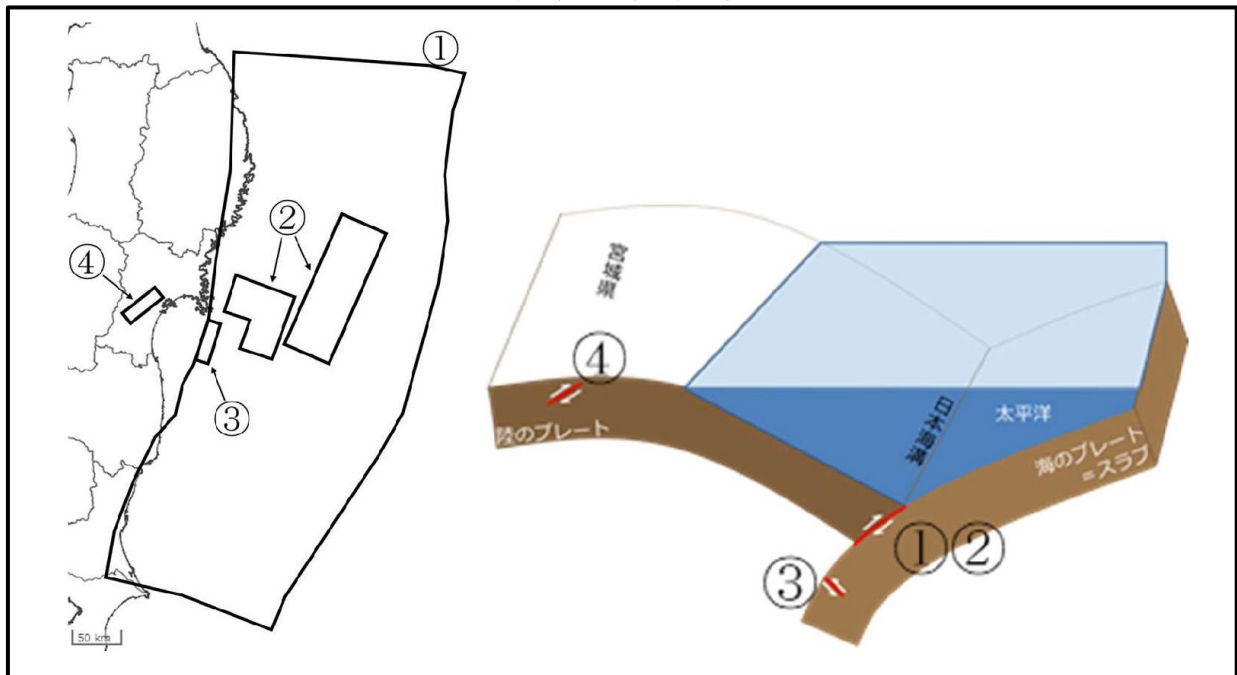
宮城県では、1978年宮城県沖地震以降、地震被害想定調査を実施しており、令和3年度から令和5年度の3か年にかけて第五次地震被害想定調査が公表されました。これまでの調査では宮城県沖地震は単独型と連動型の2つを対象としていましたが、第五次地震被害想定調査では4つの対象地震に変更されています。

▼地震被害想定調査における対象地震

地震被害想定調査	対象地震
第三次調査 2002 (H14)～2003 (H15) 第四次調査 2010 (H22)～2011 (H23) ※第四次調査は東日本大震災で中断	宮城県沖地震（単独型）、宮城県沖地震（連動型） 昭和三陸地震（津波のみ）、長町 - 利府線断層帯地震
第五次調査 2021 (R3)～2023 (R5)	①東北地方太平洋沖地震、②宮城県沖地震（連動型） ③スラブ内地震、④長町 - 利府線断層帯地震

資料：宮城県耐震改修促進計画（R8.3改定）

▼対象地震の断層位置と模式図



資料：宮城県耐震改修促進計画（R8.3改定）

資料：宮城県耐震改修促進計画（R8.3改定）

## ②建築物被害の予測結果

地震被害想定調査結果より、揺れによる被害（液状化、揺れ（強振動）、急傾斜地崩壊）の予測結果については以下のとおりです。

### ▼全県における建築物の被害予測結果一覧表（揺れによる被害）

（単位：棟）

#### <全壊・焼失>

被害項目	季節時刻	東北地方 太平洋沖地震	宮城県沖地震 (連動型)	スラブ内地震	長町-利府線断層 地震
液状化	冬5時	5,031	4,695	5,122	1,410
	夏12時	5,031	4,695	5,122	1,410
	冬18時	5,031	4,695	5,122	1,410
揺れ（強振動）	冬5時	1,661	717	4,154	3,323
	夏12時	1,655	717	4,138	3,314
	冬18時	1,661	717	4,154	3,323
急傾斜地崩壊	冬5時	3	3	4	3
	夏12時	3	3	4	3
	冬18時	3	3	4	3

資料：宮城県耐震改修促進計画（R8.3改定）

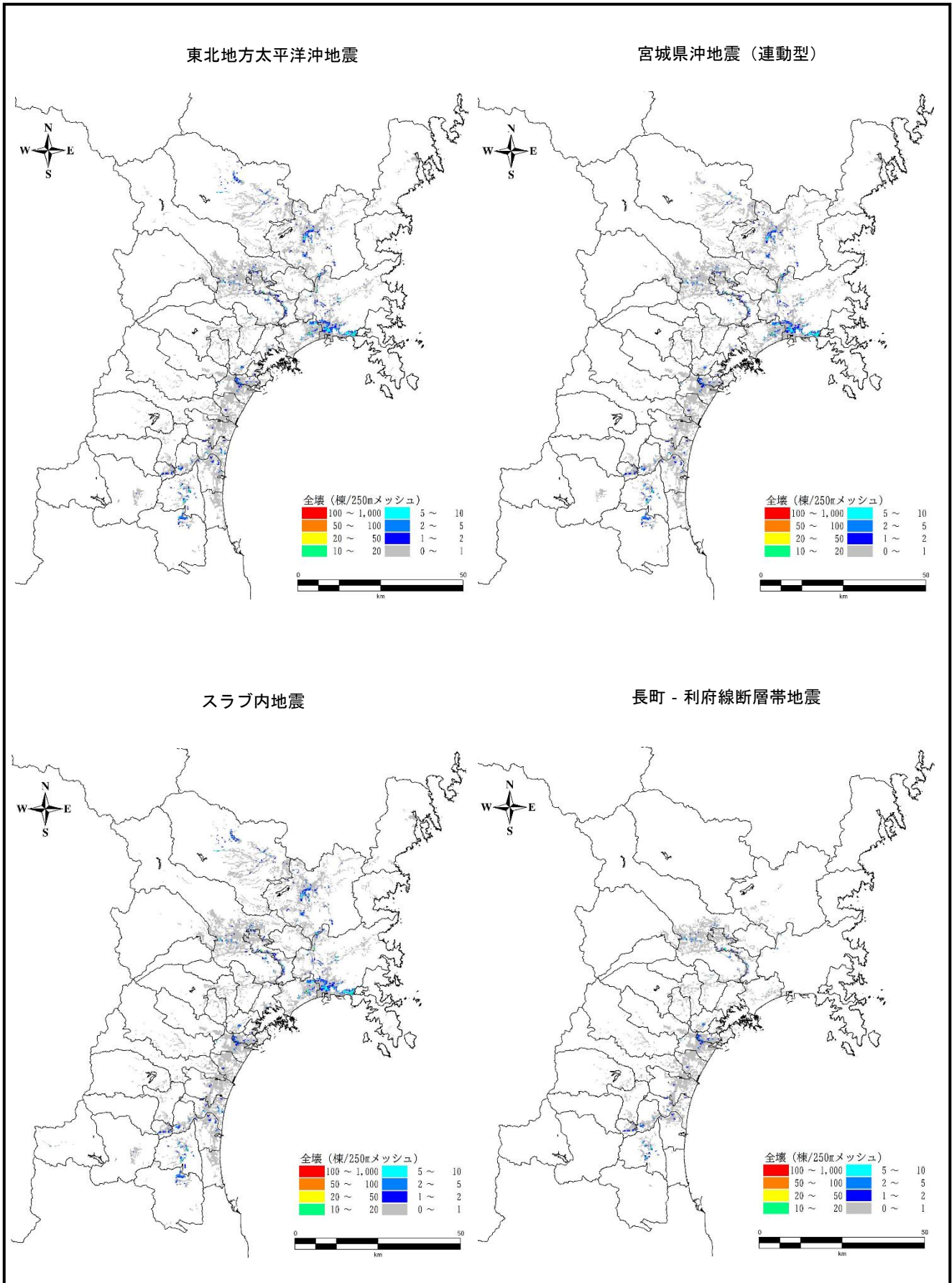
#### <半壊>

被害項目	季節時刻	東北地方 太平洋沖地震	宮城県沖地震 (連動型)	スラブ内地震	長町-利府線断層 帯地震
液状化	冬5時	25,974	24,744	26,433	8,883
	夏12時	25,974	24,744	26,433	8,883
	冬18時	25,974	24,744	26,433	8,883
揺れ（強振動）	冬5時	6,297	3,493	12,148	9,260
	夏12時	6,256	3,489	12,065	9,237
	冬18時	6,297	3,493	12,148	9,260
急傾斜地崩壊	冬5時	7	6	9	7
	夏12時	7	6	9	7
	冬18時	7	6	9	7

資料：宮城県耐震改修促進計画（R8.3改定）

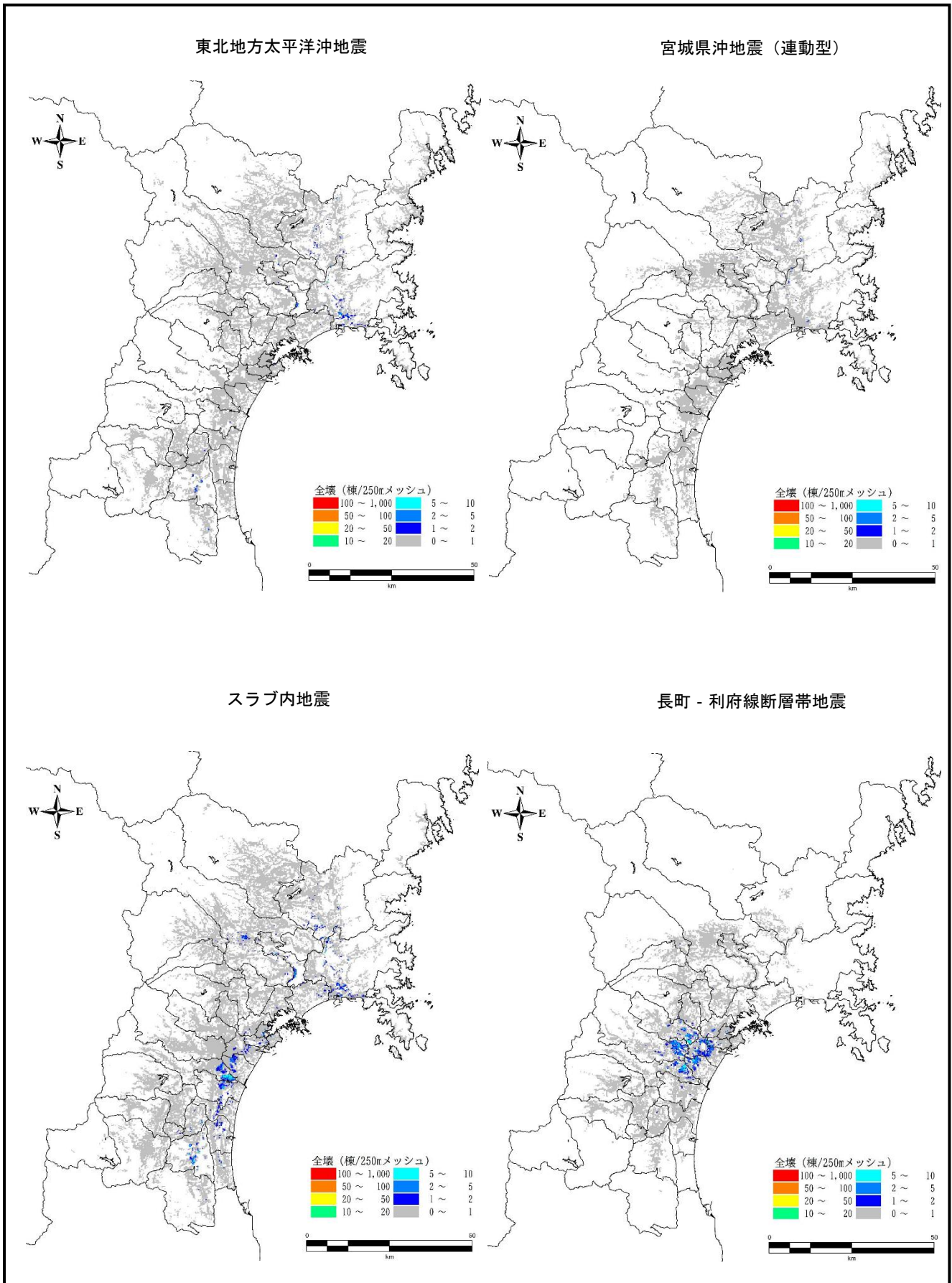
※本調査は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、数値はある程度幅を持って見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

▼液状化による建物全壊棟数分布図



資料：宮城県耐震改修促進計画 (R8.3 改定)

▼揺れによる建物全壊棟数分布図



資料：宮城県耐震改修促進計画（R8.3改定）

#### (4) 計画策定の必要性

1978年の宮城県沖地震は、地震発生が午後5時14分であったこともあり、県内の死者27人のうち、家屋の倒壊など屋内で死亡した方は8人でした。

しかし、平成7年1月の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）では、地震により6,400人余の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は、5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

これは、ほとんどの住民が就寝していた午前5時46分に発生したため、死者の大部分が建築物の倒壊によるものであったためです。

同地震による建築物の被害状況について多くの調査・分析によると、昭和56年5月以前、いわゆる新耐震設計基準の施行以前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかとなりました。これらの教訓を踏まえて、耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行されました。しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。

建築物の耐震改修については、国の中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針」（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略」（同年3月）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成ための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられました。

特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

このような認識の下、国は、平成17年11月に法を改正し、平成18年1月に基本的な方針を定め、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までには少なくとも9割とすることを目標と決めました。同時に、各都道府県に対して、耐震改修促進計画の策定を義務付け、平成19年5月には「宮城県耐震改修促進計画」が定められました。

また、市町村については、法律上、努力義務ではあるものの「宮城県耐震改修促進計画」において早期に市町村計画を作成するように求めていることや、地震調査研究推進本部から「宮城県沖地震の長期評価（H13.12）」や「活断層及び海溝型地震の長期評価結果（H19.1）」が公表される等、既存建築物の耐震診断・耐震改修の必要性、緊急性がより明確となってきたことから、角田市においても耐震改修促進計画の必要性が高まり、本計画を定めました。

更に国は、平成27年度末の当初目標年に対して耐震化が予定通りには進んでいないことが想定されることから、平成25年5月に耐震改修促進法の一部を改正し（平成25年11月25日施行）、一部の建築物に対しての耐震診断の義務化、耐震診断結果の公表が位置付けられました。また、平成30年6月の大阪府北部地震でブロック塀に被害が生じたこと等を踏まえた法施行令等の改正等が行われました。

今回、国は令和7年6月に「第1次国土強靱化実施中期計画」を策定し、令和7年7月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の一部を改正しました。この中で、住宅については令和12年までに耐震化率を95%、令和17年までに耐震性が不十分なものを概ね解消するとしたことから、「宮城県耐震改修促進計画」が令和8年3月に再度見直され、計画期間が令和7年度から令和12年度まで延長されました。これを受け本計画においても計画期間を同期間に延長し目標や施策の見直しを行います。

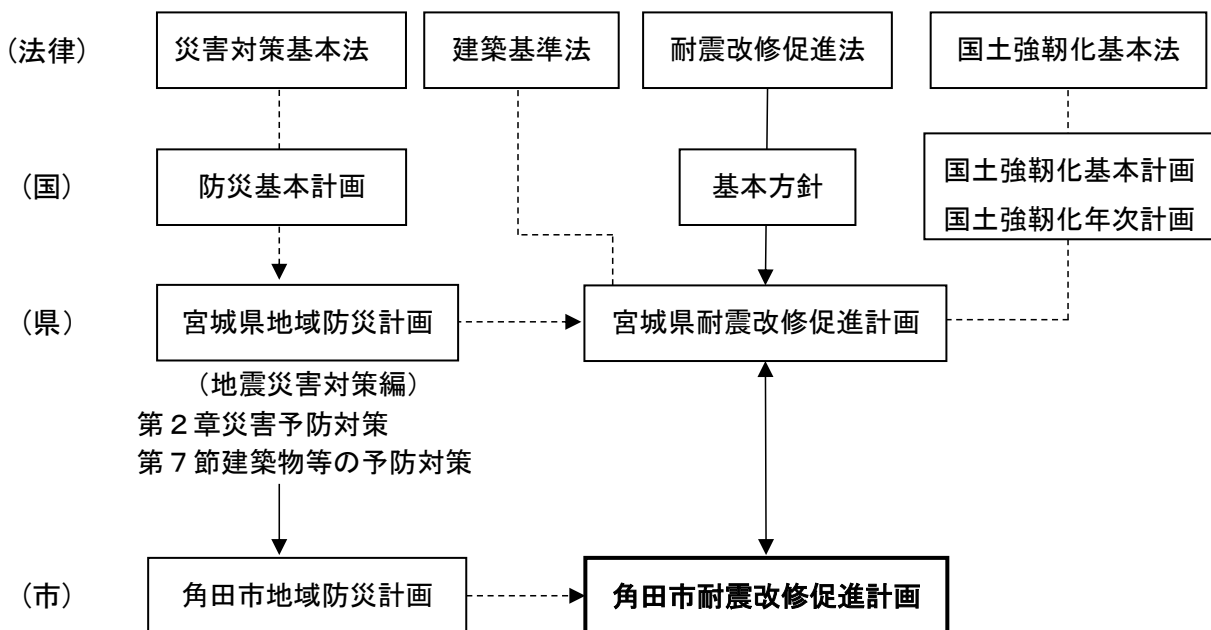
## 2. 計画の目的・位置づけ

### (1) 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、県や建築関係団体等と連携して、既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定めることを目的とします。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、「宮城県地域防災計画」や「角田市地域防災計画」を上位計画として、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画とします。



### (3) 計画期間

計画期間を、令和7年度から令和12年度まで延長することとします。なお、計画の進捗状況の検証等により、必要に応じて計画内容を見直します。

### 3. 基本方針・計画の目標

#### (1) 基本方針

住宅・建築物における耐震化の促進を図るためには、住宅・建築物等の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し取り組むことが重要です。

本市は県とともに、こうした住宅・建築物所有者等の取組みに対する支援から、耐震診断及び耐震改修を行いやすくするため、負担軽減制度の構築や環境整備等の必要な施策を講じ、耐震改修の促進に取り組むものです。

#### (2) 主体別役割

建築物の所有者又は管理者が自らの責任において、その安全性を確保することが建築物の防災対策上の原則です。特に、災害応急対策に利用される公共建築物や多数の者が利用する建築物については、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者等にありま

す。そして、本市、建築関係団体及び建築物所有者等は、既存建築物の耐震診断・改修の促進のため、以下の事項の実施に努めることとします。

##### ①角田市

- 地域固有の課題を勘案のうえ、耐震改修促進法第6条第1項に基づく市町村計画を策定します。
- 学校教育の中で、防災教育を積極的に取り入れていきます。
- 宮城県建築物等地震対策推進協議会活動への参画と「宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会」との連携により、建築物の耐震化の促進を図ります。
- 住民及び町内会等の自主防災組織に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行ないます。
- 市が所有する建築物の耐震診断・耐震改修を計画的に実施します。
- 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努めます。
- 実施している助成事業の対象木造戸建て住宅の把握、台帳整備を行うとともに、耐震化の進捗状況の把握を進める。

##### ②建築関係団体

- 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設けます。
- 宮城県建築物等地震対策推進協議会活動への参画と市町村及び県と連携した「宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会」の活動により、建築物の耐震化の促進を図ります。
- 耐震診断・耐震改修に係る講習会の開催等、建築技術者の技術向上に努めるとともに、当該講習会の受講者の活用促進を図ります。

##### ③建築物所有者等

- 建築物（住宅を含む）の所有者又は管理者は、建築物の耐震化をはじめとする地震防災対策を自らの問題・地域の問題として主体的に取り組む、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めます。

##### ④町内会等

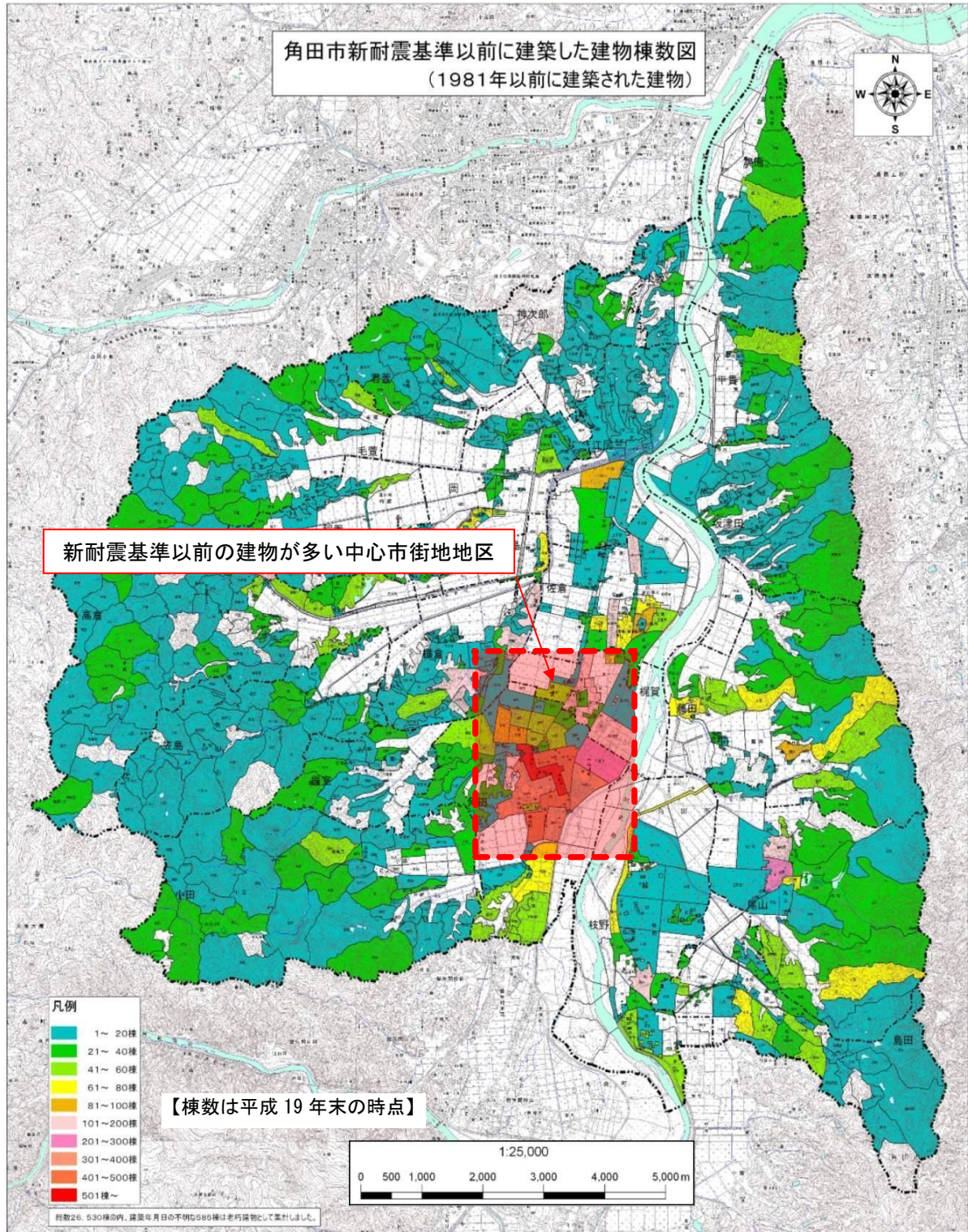
- 地域内の防災性の向上を目的とし、市町村及び「宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会」と協力し、地域内等の住宅の耐震化が促進されるよう努める。

### (3) 対象地域・対象建築物

#### ①対象地域

対象地域は市内全域とします。

なお、重点的に耐震化すべき区域については、新耐震基準以前の建物や耐用年数が満了した老朽建物の多い中心市街地の区域を定めることとします。



この地図は国土院院長の承認を経て、同院発行の数値地図25,000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19 東理 第329号)

## ②対象建築物

建築物の用途、規模、構造及び建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震改修等を行う必要のある建築物は、以下のとおりとします。

(原則として、いわゆる新耐震設計基準の施行日(昭和56年6月1日)より前に建築確認を得て建築された建築物を対象とする)

【住宅】住宅等の建築物については、以下のとおりとする。

- ・住宅(大規模な分譲・賃貸等の共同住宅を含む。)

【特定建築物】

法第14条第1号、第2号及び第3号に規定する建築物で、法施行令第6条及び第7条で定める規模等の要件に該当するもの。

- ・多数の者が利用する建築物(学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、老人ホーム、賃貸住宅(共同住宅に限る。)等)で一定規模以上のもの
- ・一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- ・地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物

【市有建築物】市有建築物については、以下の施設用途区分等を勘案して、優先順位を定める。

- ・防災拠点となる施設
- ・被災時における避難、救護に必要な施設
- ・高齢者、身体障害者等災害弱者が利用する施設
- ・多数の者が利用する施設
- ・その他の施設(倉庫等の市民又は職員が日常時に使用しない建築物は除きます。)

## (4)耐震化の目標

### ①住宅

令和12年度末までには、住宅の耐震化率を96%以上にすることを目標とします。

なお、耐震化の進捗状況については、住宅・土地統計調査が5年ごとに実施されることから、その集計結果をもとに進行管理を行います。

#### ▼住宅の耐震化率の目標

	現状の耐震化率	目標とする耐震化率 (令和12年度末)
住宅	86.19%	96%以上

注) 耐震化の現況は令和5年住宅・土地統計調査時

## ②特定建築物

特定建築物の耐震化率については、令和12年度末までに概ね解消することを目標とします。

### ▼多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の目標

		現況の耐震化率 (令和8年3月)	目標とする耐震化率 (令和12年度末)
防災対策施設	市役所	100.0% (2/ 2)	解消済み
避難施設等	学校、体育館、幼稚園、保育所	100.0% (33/33)	解消済み
医療施設	病院・診療所	60.0% (3/ 5)	概ね解消
社会福祉施設等	老人ホーム等	100.0% (4/ 4)	解消済み
不特定多数人員 収容施設	劇場、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場、美術館、博物館等	75.0% (3/ 4)	概ね解消
特定多数人員収 容施設	事務所、工場、共同住宅、 寄宿舎	100.0% (12/12)	解消済み
	うち、共同住宅等	100.0% (5/ 5)	解消済み
計		95.0% (57/60)	概ね解消

## ③市有建築物

市有建築物については、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設及び多数の市民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化（耐震診断、建替、耐震改修、除却）を進め、令和12年度末までに全施設を耐震化（100%）することを目標とします。

また、耐震化の進捗状況については、定期的に確認し、進行管理を行ないます。

### ▼市有建築物の耐震化率の目標（市有特定建築物含む）

		現況の耐震化率 (令和8年3月)	目標とする耐震化率 (令和12年度末)
防災対策施設	市役所	100.0% (2/ 2)	100%
避難施設等	学校、体育館、幼稚園、保育所	92.9% (52/56)	100%
医療施設	病院・診療所	0.0% (0/ 0)	100%
社会福祉施設等	老人ホーム等	100.0% (3/ 3)	100%
不特定多数人員 収容施設	劇場、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場、美術館、博物館等	90.9% (10/11)	100%
特定多数人員収 容施設	事務所、工場、共同住宅、 寄宿舎	70.0% (7/10)	100%
	うち、共同住宅等	100.0% (4/4)	100%
計		90.2% (74/82)	100%

## 4. 住宅・建築耐震化の実施計画

### (1) 住宅

#### ①普及・啓発

宮城県沖地震、利府一長町断層帯による地震による地域毎の予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、耐震化技術、法律・税制、融資制度など地震対策に関する情報を、パンフレット、ホームページなど多様な手段により、所有者、居住者等に提供します。

特に、宮城県沖地震への対応の緊急性、耐震診断・耐震改修の必要性については、十分に周知します。

#### ②耐震診断の促進

耐震診断の促進を図るため、助成事業を実施するとともに、助成制度の拡充に努めます。

#### ③耐震改修の促進

耐震改修の促進を図るため、助成事業を実施するとともに、助成制度の拡充に努めます。

特に高齢者のみの住宅や身体障害者等が同居する住宅をはじめ、避難場所・避難道路・緊急輸送道路等に沿った住宅について、耐震改修の促進を図ります。

#### ④現行耐震基準以前の木造住宅の耐震化の促進

国が「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（令和7年7月改正）において、昭和56年6月から平成12年5月までに建てられた木造住宅について、接合部等の状況を確認する「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」による、耐震性能検証の実施を所有者に促すことを新たに位置付けたことを踏まえ、耐震診断及び耐震改修工事促進助成事業の対象拡大を検討します。

### (2) 特定建築物

#### ①普及・啓発

宮城県沖地震、利府一長町断層帯による地震による地域毎の予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、耐震化技術、法律・税制、融資制度など地震対策に関する情報を、パンフレット、ホームページなど多様な手段により、特定建築物の所有者、利用者等に提供します。

特に、宮城県沖地震への対応の緊急性、特定建築物の耐震診断・耐震改修の必要性については、建築物所有者等に十分に周知します。

#### ②耐震診断の促進

耐震診断の促進を図るため、必要な情報提供等の拡充に努めるとともに、住宅・建築物耐震改修等事業の活用等を検討します。

#### ③耐震改修の促進

耐震改修の促進を図るため、必要な情報提供等の拡充に努めるとともに、住宅・建築物耐震改修等事業の活用等を検討します。

### (3) 市有建築物

#### ①台帳の整備

管理者、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定等からなる台帳を整備します。

#### ②耐震診断の実施

整備された台帳を基に、耐震診断・耐震改修の緊急性を判断し、建物毎に耐震診断・耐震改修の実施計画を定めるものとします。また、耐震診断については、耐震安全性が確保されていることが明らかなものを除いて、すべての対象建築物で令和 12 年度までに実施します。

#### ③耐震改修の実施

策定された耐震診断・耐震改修の実施計画に沿って、計画的に耐震改修を進め、令和 12 年度までに全ての耐震改修を終了します。

### (4) 地震時に通行を確保すべき道路

#### ①地震時に通行を確保すべき道路

耐震改修促進法においては、県は建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある道路について記載し、促進計画に位置づけることができるとされています。

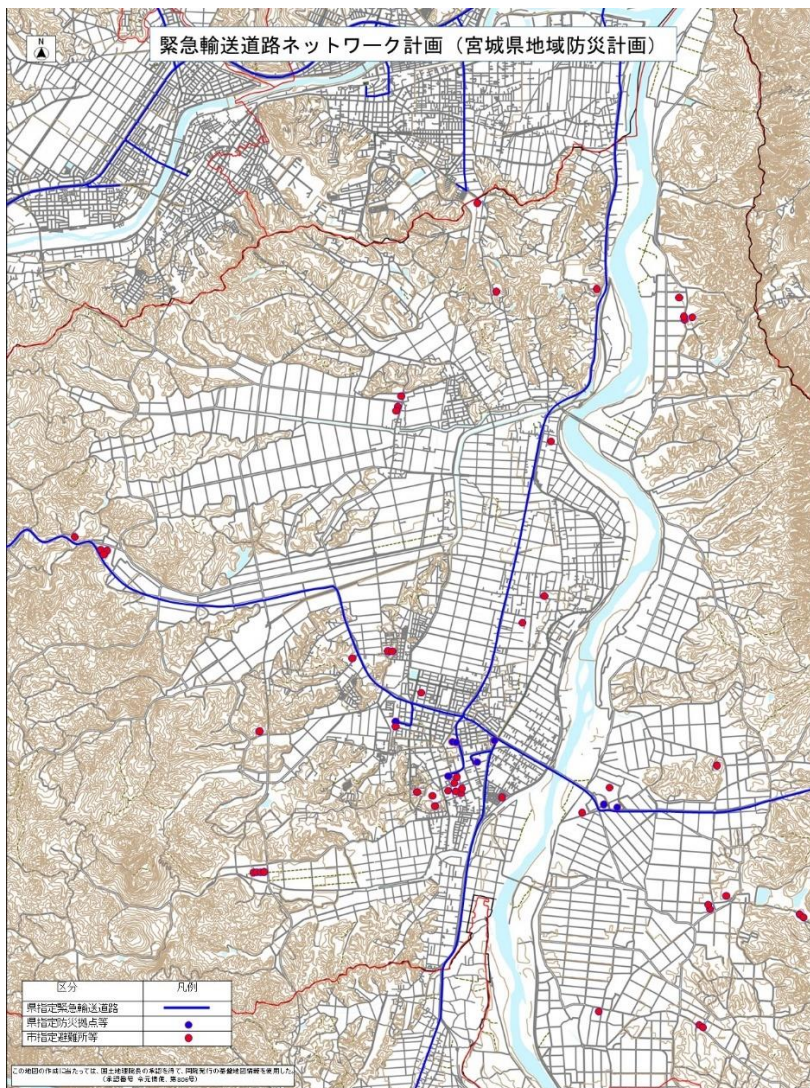
「宮城県耐震改修促進計画」では、地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等の応急対策活動を実施するため、「宮城県地域防災計画（地震災害対策編）」における「緊急輸送道路」を地震時に通行を確保すべき道路に位置づけ、当該道路沿道の建築物の耐震化を促進すべきものとして指定しております。

本計画においても、「角田市地域防災計画」に定める緊急輸送道路のうち、「宮城県地域防災計画」で位置づけられた本市内にある緊急輸送道路（1 次～3 次）を耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 2 号の適用を受ける道路として位置づけます。

■耐震改修促進計法第 6 条第 3 項第 2 号により地震時に通行を確保すべき道路は、次のとおりとします。

- 緊急輸送道路
- (1 次) 国道 113 号の一部、
  - (2 次) 国道 349 号の一部、主要地方道角田山元線の一部  
市道大町一本柳線の一部、市道仲町線の一部
  - (3 次) 市道駅前大通線の一部、市道駅前大沼線の一部  
市道天神町中島下線の一部、市道横田町線の一部

▼緊急輸送道路ネットワーク計画（宮城県地域防災計画）

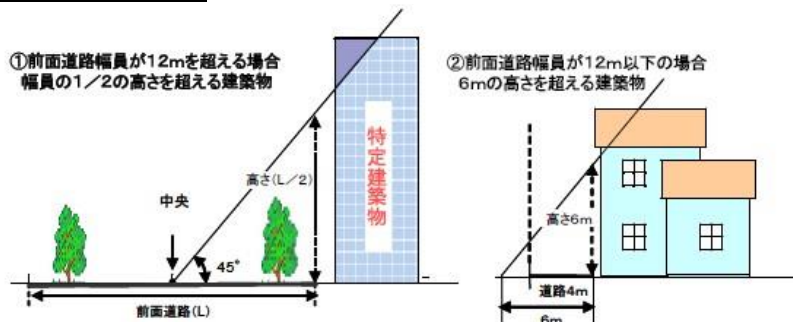


②確保すべき道路に関する方針

当該道路沿いの一定高さ以上の建築物のうち、現行の耐震基準を下回っている建築物は特定建築物となり、その所有者は、耐震改修を行うよう努めなければなりません。

特定建築物の台帳の作成を行い、窓口やホームページ等を活用するなどし、所有者等への意識啓発に努めます。また、被害拡大を抑えるため、沿道のブロック塀の生垣への転換を誘導します。

※一定高さ以上の建築物



## 5. 啓発及び知識の普及に関する施策

### (1) 相談窓口の設置

悪質なリフォーム工事詐欺への対応、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備を推進するため、耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制等に関する情報の収集と提供を行なう相談窓口を設置し対応します。

また、県並びに建築関係団体等と連携し、住民からの耐震診断・耐震改修に係る相談に積極的に対応します。

### (2) 啓発及び知識の普及

耐震診断・改修に関する事業の推進に資するためのパンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、町内会等への出前講座の実施を行ないます。

また、先進的な取組事例や耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、ホームページ等を活用し情報提供の充実を図ります。

### (3) 技術者の養成

適切な耐震診断及び耐震改修に必要な知識、技術等の習得、資質の向上を図るため、その役割に応じ、建築士又は建築施工技術者等を対象とする講習会や研修会の実施、現場における技術指導等により、建築技術者の耐震改修等に係る技術水準の向上を図ります。

### (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

住宅設備やバリアフリー等のリフォームにあわせて耐震改修が行われるよう、建築関連担当課や相談窓口にて、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行ないます。

### (5) 家具の転倒防止策

平成7年の阪神淡路大震災は、約24万棟の家屋が全・半壊しましたが、幸い倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し多くの犠牲者がでました。また、平成15年7月の宮城県北部連続地震においても、地震により倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し多くの負傷者が出ました。

地震による家具の転倒を防ぐための具体的な方法（金具、防止器具の取り付け方法）などについて、建築関連担当課や相談窓口、ホームページにおいて情報提供を行ないます。

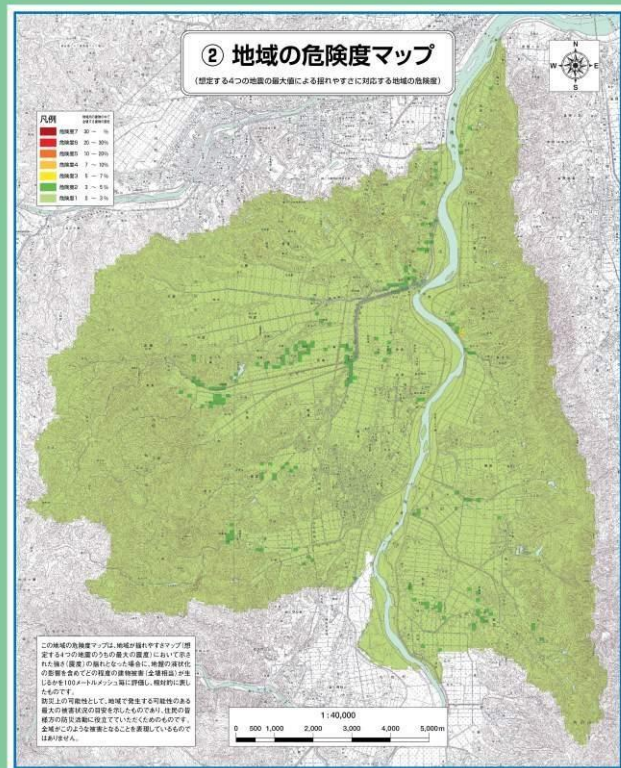
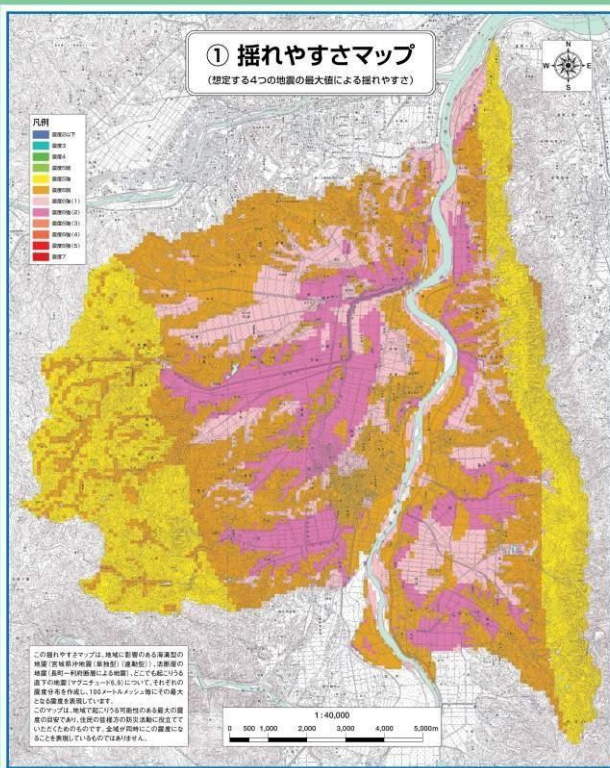
## (6) 町内会、NPO 等との連携に関する方針

地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援等を行うよう努めます。

## (7) 地震防災マップの活用

本計画と併せて作成した地震防災マップを、主要な公共施設内への掲示をはじめ、広報誌、市ホームページ等への掲載等により、広く市民に対する地震防災に関する意識の啓蒙に努めます。

# 角田市 地震防災マップ



## 6. 関連施策

### (1) 宮城県建築物等地震対策推進協議会

耐震診断・耐震改修の円滑な推進を図るため、宮城県は市町村、建築関係団体、民間の建築物所有者団体及び学識経験者からなる「宮城県既存建築物耐震改修促進協議会」を平成13年12月に設立しました。

また、平成17年6月には、「宮城県被災建築物宅地危険度判定協議会」と統合して「宮城県建築物等地震対策推進協議会」を組織し、地震前・地震後対策を総合的に推進する体制に強化されました。そして、近い将来発生すると予想されている大規模地震に向けて、建築物の耐震化や地震により被害を受けた建築物の早期復旧など地震による被害を軽減するための様々な課題に対して、学識経験者、県、市町村、建築関係団体が連携して取り組んでいます。

本市は、この協議会を活用し、産学官による建築物の耐震化の推進方策等の検討・情報交換を行うとともに、産学官一体となった推進体制の整備・拡充を行い、本計画の推進を図ります。

会員（順不同）	
<p>■学識経験者 東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻 教授 前田匡樹 東北大学災害科学国際研究所 教授 五十子幸樹</p>	
<p>■行政団体 宮城県（関係各課）、 県内全市町村関係各課 （ 仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町 ）</p> <p>■建築物所有者団体等 （一社）日本旅館協会東北支部連合会 （一社）宮城県専修学校各種学校連合会 仙台ビルディング協会 日本チェーンストア協会東北支部 宮城県商工会議所連合会仙台商工会議所 宮城県私立中学高等学校連合会 宮城県病院協会</p>	<p>■建築関係公益法人 （一財）宮城県建築住宅センター （公社）空気調和・衛生工学会東北支部 （一社）建築設備技術者協会東北支部 （公社）全国宅地擁壁技術協会東北支部 （一社）電気設備学会東北支部 （公社）日本技術士会東北本部 （衛生工学・環境・上下水道部会） （公社）日本建築家協会東北支部宮城地域 （一社）日本建築構造技術者協会東北支部 （一社）東北建築構造設計事務所協会 （公社）日本建築積算協会東北支部 （一社）宮城県建設業協会 （一社）宮城県建築士会 （一社）宮城県建築士事務所協会 （独法）住宅金融支援機構 東日本構造物調査診断協会 宮城県瓦工事業組合 （一社）宮城県建設職組合連合会 （一社）宮城県優良住宅協会 宮城県住宅供給公社  (令和7年4月1日現在)</p>

## (2) ブロック塀等の倒壊防止対策

本市は、県や建築関係団体とともに、大規模地震時のコンクリートブロック塀等の倒壊防止に努めることとし、その危険性についてパンフレット等により市民に啓発していくものとします。

また、県及び関係団体と連携して危険ブロック塀等の所有者に対して注意喚起を実施するなど、優先度、危険度に応じた計画的な改善を促進します。

ブロック塀等安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業））の対象となるブロック塀等は、次に掲げるものに面するものとします。

- ・ 通学路 角田市教育委員会が定めたもの
- ・ 避難路 住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る私道を除く経路
- ・ 避難地 角田市地域防災計画による指定避難所及び避難場所

## (3) 宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会

地域における既存木造住宅の耐震化を県と連携して促進するため、建築関係団体からなる「宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会」が平成 17 年 6 月に設立、県内各地に住宅耐震隊が設置されました。本市は、この宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会の活動への協力を行なっています。

## (4) 被災建築物・宅地の応急危険度判定

本市は、大規模震災発生時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定実施に係る体制の整備を図ります。

## (5) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

戸別訪問等による住宅所有者への直接的な耐震化の周知・普及活動や耐震診断支援を受けた住宅所有者に対しての改修促進、改修事業者等の技術向上を図る取組等、住宅の耐震化を総合的に推進します。